



別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏名
Name

TRAN THANH HAI

国籍/地域
Nationality

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

「技能実習」の在留資格をもって、又は出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第三十二号若しくは第三十五号に規定する活動の指定された在留していた者が本邦において従前と同種の業務に従事する活動

記

機関名 株式会社関根工業

(本店所在地) 埼玉県入間市大字下藤沢1090番地2



日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

12



181

